

令和8年2月市議会 総務委員会資料

所管事項調査②

目次

ページ

1 令和8年度地方税制改正に伴う市税条例の一部改正について	2～3
(1) 軽自動車税（環境性能割）の廃止及びそれに伴う所要の整備	
(2) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の延長・見直し	
2 長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例 の一部改正について	4～5
【参考】今後議案提出予定項目	6～14

財 務 部
令和8年2月

1 令和8年度地方税制改正に伴う市税条例の一部改正について

(1) 軽自動車税（環境性能割）の廃止及びそれに伴う所要の整備（市税条例第53条ほか）

ア 改正の背景

米国関税措置が国内の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化を図るもの。

イ 改正内容

軽自動車税（環境性能割）について、令和8年3月31日をもって廃止する。
これに伴い、現行の「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」とするなど、所要の整備を行う。

※軽自動車税（環境性能割）とは、軽自動車を取得したときに、軽自動車の燃費性能等に応じて課される税

車両区分	種別	対象車両		自家用 営業用 区分	税率
		【現行】 R7.4.1～R8.3.31 燃費性能			
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	乗用 貨物			自家用	非課税
				営業用	
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	乗用	R12(2030年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成		自家用	非課税
		R12(2030年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成		自家用	
		R12(2030年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成		営業用	
		R12(2030年度燃費基準60%～70%		営業用	
	貨物	R4年度燃費基準105%達成		自家用	非課税
		R4年度燃費基準100%達成		自家用	
		R4年度燃費基準95%達成		営業用	
		H27年度燃費基準+15%以上R4年度燃費基準95%達成未満		営業用	
		上記以外		営業用	
		上記以外		営業用	



**軽自動車税
(環境性能割)
廃止**
 令和8年3月31日

ウ 影響額

約6,800万円の減（減収額については全額国費で補填）
 ※軽自動車税（環境性能割）については、令和8年2～3月に取得された車両に係る税収が令和8年度に
 県から市に払い込まれるため、令和8年度において約1,300万円の税収が見込まれる。

エ 施行日

令和8年4月1日

(2) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の延長・見直し（市税条例附則第14条）

ア 改正の背景

低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及促進を図るもの。

イ 改正内容

燃費性能等の優れた軽自動車税（種別割）の税率を軽減する特例措置（いわゆる「グリーン化特例（軽課）」）について、下図のとおり電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。

※グリーン化特例（軽課）とは、新車に係る軽自動車税（種別割）の税率を燃費性能等に応じて取得翌年度に限り（1年のみ）軽減する制度

				標準税率	基準	グリーン化特例(軽課)				
						取得年度(課税年度)				
						7年度(8年度)	8年度(9年度)	9年度(10年度)		
						【現行】	【延長】			
電気自動車・ 天然ガス自動車	軽三輪			3,900円	燃費基準なし(75%軽減)	1,000円	同左	→	← 延長	
	軽四輪	貨物	営業用	3,800円		1,000円	同左	→		
			自家用	5,000円		1,300円	同左	→		
		乗用	営業用	6,900円		1,800円	同左	→		
			自家用	10,800円		2,700円	同左	→		
	ガソリン車・ ハイブリッド車・ LPG車	軽三輪				3,900円	R12燃費基準90%以上、かつ R2燃費基準以上(50%軽減)	2,000円 (乗用営業用のみ)		終了
軽四輪		貨物	営業用	3,800円	R12燃費基準90%以上、かつ R2燃費基準以上(50%軽減)	3,500円	終了			
			自家用	5,000円						
		乗用	営業用	6,900円						
			自家用	10,800円						

ウ 影響額

影響なし

エ 施行日

令和8年4月1日（令和9年度課税より適用）

2 長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(1) 条例の概要

- 長崎県が地域再生計画に基づいて認定した事業者について、本社機能（特定業務施設）を長崎市に移転又は長崎市において拡充した場合に、対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除するもの。
(地域再生法に基づく地方拠点強化税制による特例措置の一部)
- 総務省令による地方税の減収補填措置の終期に合わせ、条例の失効期限を令和8年3月31日としている。

(2) 改正理由

- 地方税の課税免除等に伴う減収補填措置が講じられる場合等を定めた総務省令（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令）が令和8年度税制改正において改正され、補填期間が2年延長予定であることに伴い、条例を改正する。

(3) 改正内容

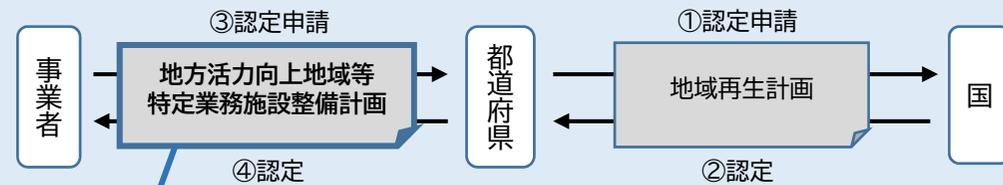
- 適用期限を2年延長（R8.3.31まで⇒R10.3.31まで）

	改正前	改正後
総務省令 (減収補填)	公示日から 令和8年3月31日まで	公示日から 令和10年3月31日まで
本市条例	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和10年3月31日まで

(4) 施行日 公布の日

(ただし、令和10年3月31日限り、その効力を失う)

地方拠点強化税制の概要・課税免除の流れ



地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（本社機能の移転または拡充に関する計画）



東京23区から地方(*)に本社機能を移転
※東京圏は対象外



地方(*)の本社機能を拡充
※東京圏、近畿・中部圏中心部は対象外

支援

本社機能（特定業務施設）とは

- 事務所…調査・企画部門、情報処理部門など業務のために使用される事務所
- 研究所…研究開発において重要な役割を担うもの
- 研修所…人材育成において重要な役割を担うもの

I オフィス減税	施設の新設・増設で建物等を取得した場合の法人税等の減税措置
II 雇用促進税制	新たに従業員を雇い入れた場合の法人税等の減税措置 (オフィス減税の拡充部分に一本化)
III 債務保証	事業実施に伴う資金調達時の債務保証
IV 地方税の優遇措置	不動産取得税、固定資産税等の軽減措置 ※条例による課税免除
V 融資制度	設備投資資金、運転資金に係る政府系金融機関による融資

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令に基づく減収補填
(※対象となる地方公共団体、対象施設、減収補填期間等を定めた省令)

令和8年度税制改正の内容

(地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正)

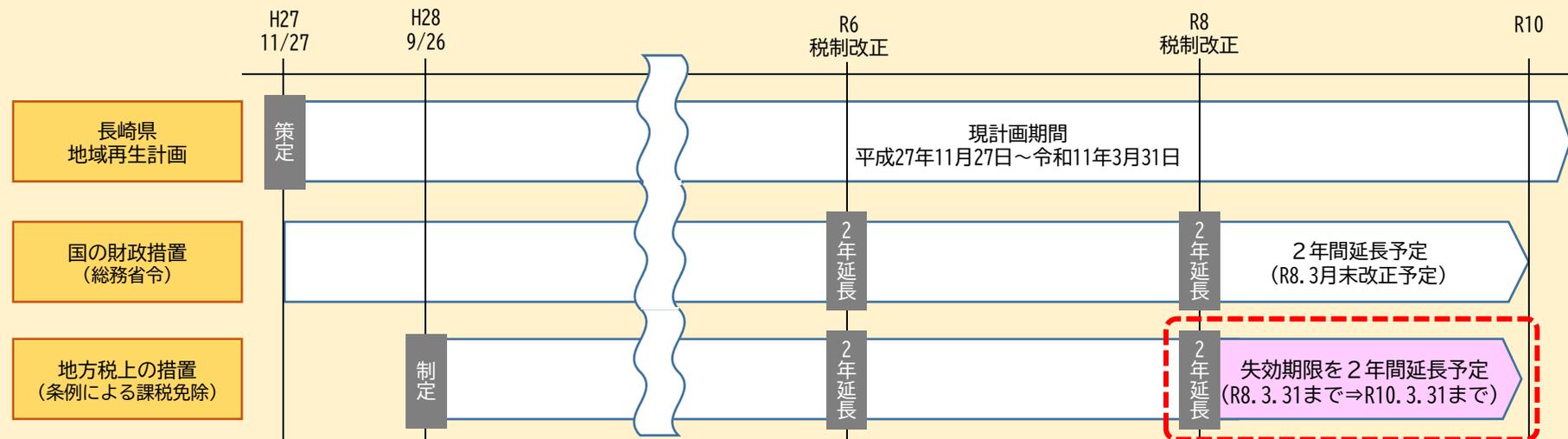
① 減収補填期間の延長（2年間延長）

改正前	改正後
公示日から 令和8年3月31日まで	公示日から 令和10年3月31日まで

条例による課税免除の内容等

	移転型事業	拡充型事業
対象税目	固定資産税 (特定業務施設の用に供する土地・家屋・償却資産(構築物・機械装置))	
措置内容(期間)	課税免除 (新たに課税されることとなる最初の年度以降 3年間)	
対象事業者	令和2年4月1日~令和10年3月31日までの間に 長崎県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	
取得価額	事業者が長崎県から計画認定を受けた日以後3年間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が次の要件に該当するもの。 ・中小企業者等：1,900万円以上 ・その他の企業：3,800万円以上	
減収補填の有無	○	× (不均一課税の場合は ○)
減収補填の内容	課税免除による減収額の75% (普通交付税)	— (不均一課税の場合は同左)
対象自治体	財政力指数 0.93未満の市町村	財政力指数 0.74未満の市町村
実績	なし	

長崎県の地域再生計画と税制上の措置の関係（イメージ）



【参考】 今後議案提出予定項目

1 個人住民税関係

(1) 個人住民税における住宅ローン控除の延長・見直し（市税条例附則第6条の3の2）

ア 改正の背景

2050カーボンニュートラルの実現に向けて、引き続き省エネ性能の高い住宅取得を促進していく必要があること、また、世帯構成の変化等を踏まえ、幅広い住まいの選択肢を提供するという観点から、住宅ローン控除の控除期間及び要件等の見直しが行われる。

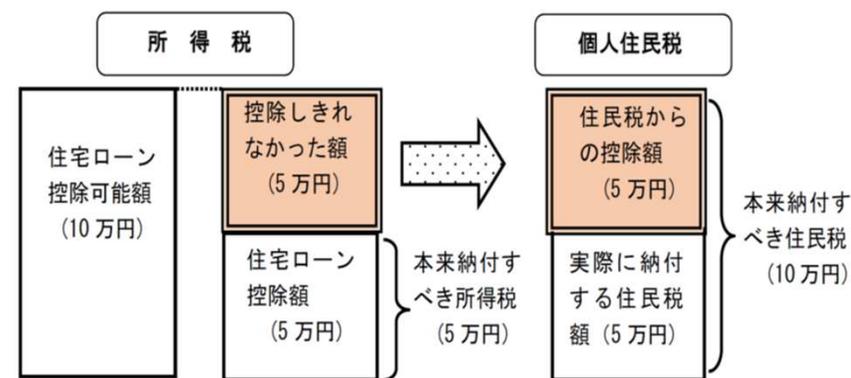
イ 改正内容

所得税において住宅ローン控除の適用期間の延長（5年）等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額（最高97,500円）の範囲内において、引き続き個人住民税から控除する。なお、この措置による個人住民税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填される。

	現 行	改正後
居住開始年	令和4年1月～令和7年12月	令和8年1月～令和12年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	

【参考】 個人住民税の住宅ローン控除制度の概要

所得税の住宅ローン控除の適用者について、控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、翌年度の個人住民税から控除限度額の範囲内で控除する。



ウ 施行日 令和9年1月1日（令和9年度課税より適用）

エ 影響見込額 約2,300万円の減（減収額については全額国費で補填）

【参考】 今後議案提出予定項目

1 個人住民税関係

【参考】 住宅ローン控除の見直し（案）

○ 所得税において、以下のとおり住宅ローン控除の見直しが行われた上で、適用期限が令和12年入居分まで5年間延長される。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 <small>※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外(注1)</small>	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅 (注2)
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
子育て 世帯等	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 ※ 合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可(子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)						
立地要件	土砂災害などの災害レッドゾーン(注3)の新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

(注1) 令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。

(注2) 「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

(注3) 開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ)。

※ 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

1 個人住民税関係

(2) 個人住民税におけるセルフメディケーション税制の見直し（市税条例附則第6条の2）

ア 改正の背景

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備し、医療費の適正化を図る。

イ 改正内容

現行のセルフメディケーション税制は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品及びそれ以外で同種の効能又は効果を有する一定の医薬品の購入費において、年間1万2千円を超えて支払った額を所得控除する制度で、適用期間は令和8年12月31日までとなっている。

今回の改正は、スイッチOTC医薬品（※）の購入費について、その適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入費について、その適用期限を5年延長し、令和13年12月31日までとする。

※スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医薬品から転用された一定の医薬品をいう。

【品例】ロキソニンS（鎮痛）、ガスター10（胃腸薬）、アレグラFX（花粉症）など

ウ 施行日 令和9年1月1日（令和10年度課税より適用）

エ 影響見込額 ほぼ影響なし

【参考】 今後議案提出予定項目

1 個人住民税関係

(3) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限延長（市税条例附則第6条の4）

ア 改正の背景

就業者の高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加などで肉用牛経営は厳しい環境にあることから、肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図る。

イ 改正内容

肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するため、農業を営む個人が飼育した肉用牛を所定の家畜市場等において売却した場合に、1頭当りの売却価格が100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満の肉用牛であって、その年間売却頭数が1,500頭までを、その売却により生じた事業所得に対する市民税を免除している。

この肉用牛売却所得の課税の特例の適用期限を令和9年度までから令和12年度までに3年延長する。

※所得税は昭和42年度から、市民税は昭和44年度から時限措置として創設され、昭和56年度税制改正において免税基準価格を導入後、継続している。

ウ 施行日 令和9年1月1日（令和10年度課税より適用）

エ 適用者数 令和3年度0件、令和4年度0件、令和5年度0件、令和6年度0件、令和7年度0件

オ 影響見込額 影響なし

【参考】 今後議案提出予定項目

1 個人住民税関係

(4) 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置（市税条例25条の3の3）

ア 改正の背景

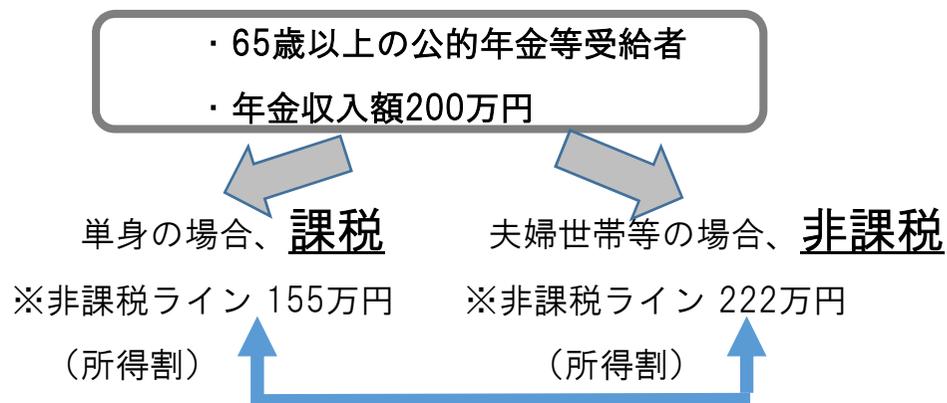
個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等を有する者等とされている。

しかし、税制改正により、所得税において基礎控除額が引き上げられたことにより、所得税の非課税限度額が上がったため、個人住民税を課税されている者の中には、個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じる。

イ 改正内容

所得税と個人住民税の課税ベースが異なるため、個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する。所得税の課税対象者ではないが、個人住民税では課税対象となる公的年金等を有する者について、提出を義務化する。

《扶養親族等申告書の提出が不要な者（年金収入額205万円以下）の例》



国税における扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても個人住民税において必要な情報を得られるよう、提出義務の範囲を拡大する。

個人住民税の賦課決定に必要な、**配偶者・扶養親族の有無を把握するために、扶養親族等申告書の提出が必要**

ウ 施行日 令和9年1月1日（令和10年度課税より適用）

エ 影響見込額 影響なし

2 固定資産税関係

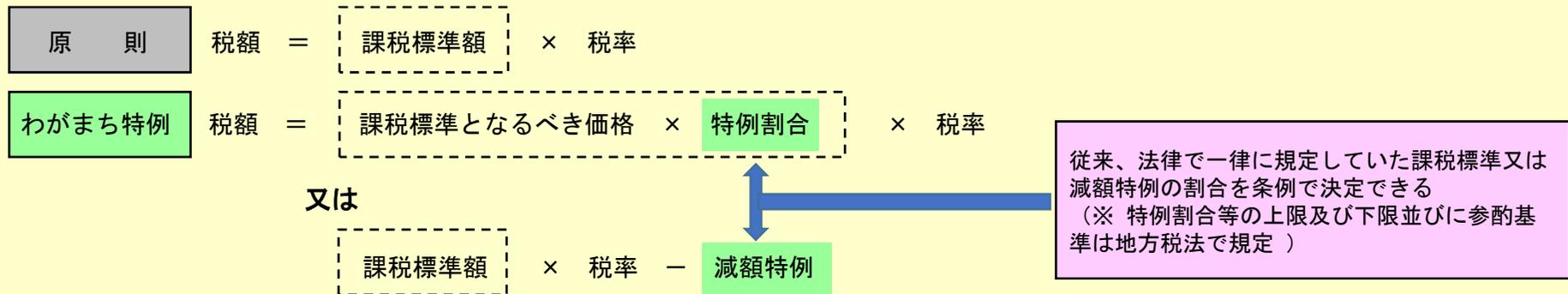
(1) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の適用期限の延長等（市税条例附則第8条の2）

ア 改正の背景

地方税法に定められた範囲内で、市税条例により課税標準等の特例割合を定めている項目について、令和8年度税制改正に伴い、適用期限の延長や適用要件の変更等が行われるもの。

わがまち特例とは

- 固定資産税の特例措置（新築住宅に対する軽減や、住宅用地に対する特例など）について、地方団体が、税制を通じて地域の実情に応じた政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正により導入されたもの。



【参考】 今後議案提出予定項目

イ 改正内容

※ 市税条例における特例割合等を改正予定

No.	項目	改正内容	特例及び改正の概要	特例割合等	特例の区分
1	公害防止用設備に係る特例措置	延長・縮減	公害防止用設備（污水廃液処理施設・下水道除害施設）に係る課税標準の特例措置 (1) 適用期限を2年延長（～R10.3.31） (2) 下水道除害施設のうち酸化又は還元装置、凝集沈殿装置及びイオン交換装置を適用対象から除外	【地方税法】 1/3～2/3（参酌基準:1/2） 【条例】 2/3	特例割合
2	都市再生認定事業（都市再生緊急整備地域）に係る課税標準の特例措置	延長・拡充	都市再生緊急整備地域において、認定事業により新たに取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置 (1) 適用期限を3年延長（～R11.3.31） (2) 対象施設に都市再生整備等協定に定められた民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設、国際会議場施設、観光案内所及び防災上有効な備蓄施設を加える	【地方税法】 1/2～7/10（参酌基準:3/5） 【条例】 1/2	特例割合
3	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	延長・拡充・縮減	太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置 (1) 適用期限を3年延長（～R11.3.31） (2) 区分変更 ① 太陽光発電設備：ペロブスカイト太陽電池に限定 ② 風力発電設備 ア 洋上風力（再エネ海域利用法） イ 洋上風力（港湾法）・陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法） ③ バイオマス発電設備 1万KW以上を適用対象から除外	【地方税法】 ① 1/3～2/3（参酌基準:1/2） ②-7 1/2～7/10（参酌基準:3/5） ②-4 1/2～5/6（参酌基準:2/3） ③ 1/3～2/3（参酌基準:1/2） 【条例】 ①・② - ③ 1/3	特例割合
4	一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る課税標準の特例措置	延長・拡充	滞在快適性等向上区域において、民間事業者が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合の当該資産に係る課税標準の特例措置 (1) 適用期限を2年延長（～R10.3.31） (2) 適用対象となる償却資産に便所、遊具及び案内板を加える (3) 適用対象となる家屋に便所の用に供する家屋を加える	【地方税法】 1/3～2/3（参酌基準:1/2） 【条例】 1/2	特例割合

【参考】 今後議案提出予定項目

ウ 長崎市における「わがまち特例」の一覧

令和8年度税制改正で、適用期限の延長等がなされる項目

No.	特例名称		参酌基準 (最大～最小)	長崎市の割合 (現行)	軽減期間	取得期限	特例の区分	
1	家庭的保育事業		1/2 (1/3～2/3)	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
2	居宅訪問型保育事業		1/2 (1/3～2/3)	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
3	事業所内保育事業		1/2 (1/3～2/3)	2/3	制限なし	制限なし	特例割合	
4	公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設	1/2 (1/3～2/3)	2/3	制限なし	R10.3.31	特例割合	
5	都市再生認定事業	都市再生緊急整備地域	3/5 (1/2～7/10)	1/2	5年度分	R11.3.31	特例割合	
6	津波避難施設等	① 指定避難施設	2/3 (1/2～5/6)	5/6	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		② 協定避難用部分	1/2 (1/3～2/3)	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		③ 協定避難用部分 (建設中・建設予定)	1/2 (1/3～2/3)	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		④ 指定避難用償却資産	2/3 (1/2～5/6)	5/6	5年度分	R9.3.31	特例割合	
		⑤ 協定避難用償却資産	1/2 (1/3～2/3)	2/3	5年度分	R9.3.31	特例割合	
7	再生可能エネルギー発電設備	① 太陽光	ペロブスカイト太陽電池	1/2 (1/3～2/3)		3年度分	R11.3.31	特例割合
		② 風力	ア 洋上風力 (再エネ海域利用法)	3/5 (1/2～7/10)		3年度分	R11.3.31	特例割合
			イ 洋上風力 (港湾法)・陸上風力 (温対法・農山漁村再エネ法)	2/3 (1/2～5/6)		3年度分	R11.3.31	特例割合
		③ 水力	ア 出力5,000kw未満	1/2 (1/3～2/3)	1/3	3年度分	R11.3.31	特例割合
			イ 出力5,000kw以上	3/4 (7/12～11/12)	7/12	3年度分	R11.3.31	特例割合
		④ 地熱	ア 出力1,000kw未満	2/3 (1/2～5/6)	1/2	3年度分	R11.3.31	特例割合
			イ 出力1,000kw以上	1/2 (1/3～2/3)	1/3	3年度分	R11.3.31	特例割合
⑤ バイオマス	出力1万kw未満	1/2 (1/3～2/3)	1/3	3年度分	R11.3.31	特例割合		
8	一体型滞在快適性等向上施設		1/2 (1/3～2/3)	1/2	5年度分	R10.3.31	特例割合	
9	サービス付き高齢者向け貸家住宅		2/3 (5/6～1/2)	1/2	5年度分	R9.3.31	減額特例	
10	マンション大規模改修 (長寿命化)		1/3 (1/2～1/6)	1/3	1年度分	R9.3.31	減額特例	

【参考】 今後議案提出予定項目

2 固定資産税関係

(2) 免税点の見直し（市税条例第36条）

ア 改正の背景

物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点の見直しを行う。（前回見直し：平成3年）

－免税点とは－

市内において同一人物（共有の場合は共有形態ごと）が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計が、一定の額に満たない場合に固定資産税を課することができないとする金額。

イ 改正内容（予定）

土地： 30万円（据え置き） 【前回見直し（平成3年）と比較した場合、地価が下落しているため】

家屋： 20万円 ⇒ 30万円

償却資産： 150万円 ⇒ 180万円

ウ 施行日 令和9年4月1日（令和9年度課税より適用）

エ 影響見込額（令和7年度概算）

区分	対象者数	影響額	影響額合計
家屋	2,334人	▲9,315千円	▲18,467千円
償却資産	399人	▲9,152千円	